

要望書

(三田市における発達障がい (LD・AD/HD・自閉症) がある児童・生徒に対する合理的配慮の周知を求める要望書)

2019年6月26日

三田市長 森 哲男様

三田市けやき台4
〒669-1321

電話

請願者 Uni Parents の会
代表

第1 請願の趣旨

三田市における発達障がい (LD・AD/HD・自閉症) (*1) がある児童・生徒に対する合理的配慮の周知の徹底を求めます。またそれに対する具体策と行動計画を示していただく事。

第2 請願の理由

発達障がいを抱える当事者や保護者の多くは「合理的配慮」の義務化後も、学校はなお理解不足だと感じています。

*1 対人関係が苦手、こだわりが強いなどの特徴がある、自閉スペクトラム症「ASD」。注意を持続させられない、じっとしてられないなど特徴がある、注意欠如多動症の「ADHD」。読む、書く、計算するなどが苦手な学習障がい「LD」などを主とする「発達障がい」は、脳機能の一部がうまく働かないために生じると考えられています。

2016年4月に障がい者差別解消法が施行され、障がいのある子どもが他の子どもと平等に学べるよう、国公立学校が「合理的配慮」(*2) をすることを義務化されました。

*2「合理的配慮」とは？

障がいのある人が他の人と平等に暮らすために、周囲の人や学校、会社などが無理のない範囲で行うべき①支援や②ルールの変更、③環境の調整。

例えば、①見えない人に声で文字情報を伝える、②音に敏感な子どもに教室でイヤマフの着用を認める、③車いすの人のために動線を広くする…など。

しかし、その配慮はまだまだ全体に行き渡ってはいないと私たち保護者や子ども達は感じています。実際の現場では合理的配慮やインクルーシブ教育等誰もが平等に教育を受けられるよう謳っているにも関わらず、適切な支援が受けられず、教師やクラスメイトからの理解も乏しいが故に教室で浮いた存在になり、教室に居場所がなくなり不登校に陥る子ども達も居ます。診断が下りていても上記の状況があり、診断が付いていない子も含めると相当数の子ども達が困りを抱えたまま通常学級で十分な学びが得られない毎日を送っているのが現状です。

2. 発達障がい児への特別支援が当たり前の学校にしてください。

発達障がいという言葉が広く知られてきているにもかかわらず、最近、学校間の対応のバラつきが大きくなっています。

三田市には「三田市障がいを理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例」という素晴らしい条例が制定されています。条例に書かれているように三田市では、幼少期から全ての人障がいの有無によって分け隔たられることなく、共に地域社会で生きるという意識を育み、障がいを理由とする差別の解消を推進しなくてはなりません。と記されています。

また第3条(3)には「社会的障壁の除去のためには、合理的配慮の提供が促進される必要があること。」全ての子ども達の学校生活が楽しく充実したものとなるようここは徹底されるべきだと考えます。

また同じく第3条(5) 障がいを理由とする差別は、障がい者に関する理解の不足又は偏見から生じ得ることから、全ての人障がい及び障がい者に関する理解を深める必要があること。との記載があります。

そして第5条(1)では 合理的配慮の提供のあり方について積極的に調査及び研究を行い、事業者及び市民等に対して普及を図るとともに、率先して合理的配慮の提供を行うこと。との記載があるにも関わらず現状では特別支援

教育とは名ばかりに、わが子の発達障がいの特性の理解と手立てをもとめて学校に出向く保護者に、特別対応はできないと話を開こうとしない風潮が見られます。

発達障がいを持つ子どもは、特別な配慮をしてもらって初めて、障がいのない子と同じスタートラインに立てることを、全教職員が理解するための研修をしっかり行うとともに、保護者の相談窓口を設けてきめ細かい対応をください。また同じ学校へ通う子ども達の保護者への理解を求めるような対策も講じて下さい。自分は認められていないと感じた発達障がいの子どもは学校に居場所がなくなり、不登校や引きこもりなどの二次障がいが増えてしまうのです。現状では福祉と教育の連携がなされておらず、学童保育、放課後デイサービスと学校との連携も乏しく、子ども達へ適切に対応するのが難しい現状です。お互いを理解するには共生社会を目指していくしかありません。理解する事で繋がりが生まれると思います。

福祉共生部 共生社会推進室の中には様々な「課」が存在しますが、それぞれの課がどんな機能を果たしてどんな時に相談にどこへいけばいいのかが非常に分かり辛く、相談しやすい環境であるとは言い難いです。

また毎月発行されている三田社協だよりには発達障がいの記事を見かけません。こういった広報誌に分かりにくい障がいを積極的に発信していく事が共生社会を築いていく第一歩だと考えます。地域での理解が深まればコミュニティーでの集団でのいじめ解消にも繋がるのではないのでしょうか。「無知」は理不尽な事が起こる負の連鎖を起こします。小中学校でのお便りでももっと積極的に保護者に向けた理解を求める情報発信を積極的に行っていくべきです。

子ども達の為に私たち大人が変わって行きませんか、と先生から保護者へ発信していく。私たち親も子ども達も肯定していく事の必要性を発信し、親が変わる事で学校に行ける子ども達が居る、学校で肯定され安心して通える学校へと変革を遂げて欲しいと強く願います。

三田市教育委員会の第二期三田市教育振興基本計画の54ページ6(1) 特別支援教育の充実、という項目でアンケート調査結果報告が掲載されていますが、「障がいに対する理解を深める為の学習の充実」が51.6%と最も必要とされていると出ている一方で「特別支援学級等での専門的な教育の充実」が29.9%と必要性が低いという認識が示されています。基本計画の54ページのタイトルが「一人一人が大切にされる教育支援の充実」発達障がいと一口に言ってもその特性は様々で、自己肯定感を潰さない為にも専門性の高い教職員が支援または

指揮を執る必要があり、障がいに対する理解を深める事と、専門的な教育の充実を図る事が合わさって初めて子ども達個々の学校での充実した生活が送れるものと考えます。この認識の差が現在の三田市の理解不足だと考えても良いのでは無いでしょうか。

基本計画55ページに記載があるように通常学級において特別な支援を必要とする子どもが在籍する学級を対象に、特別支援教育支援補助員を配置し、自立に向けた教育的支援を是非実現して頂きたく思います。

発達障がいへの理解がまだまだ浅い今こそ、子どもたちが発達障がいの特性を理解できるよう導くべきです。弱視の子ども達はメガネをかける事が出来ます。足が不自由なのに、車いすを取り上げて頑張って歩け！と言われる事はありません。それと同じように読み書き障がいを抱えた子たちは道具が無いと読んだり書いたりする事が出来ないのです。読み書き障がいの子たちのパソコン、タブレットはメガネであり車いすです。それを無くして勉強は出来ないのです。パソコン、タブレットを持ち込む事を「特別な配慮だ」「あの子だけずるい」という意見が出る事自体が障がいに対する無知が生む差別だと思えます。パソコン、タブレットを持ち込む事に対して学校として準備をして頂く必要は無いのです。このような少しの配慮で皆と同じように勉強ができるということを子どもたちに説明し、解決方法を自分たちで見つけられるような支援を行って下さい。少しでも早く障がいがある人もない人も自分らしく、自立と社会参加ができる共生社会が三田市で実現できるよう、学校という小さな社会で生きる子どもたちの心の基盤を大人がしっかり作ってあげなければいけません。そうして、すべての子どもたちが自然と気遣い合い、配慮し合える学校になってほしいと思います。

大人が「障がい」という言葉に敏感になりすぎ、触れてはいけないことのように避けている気がします。障がいという言葉がついていますが、単なる個性です。自分に苦手なものがあるように、誰にでもそれぞれ違った苦手があります。発達障がいの診断がなくても苦手なことで困っている子どもはたくさんいるのです。その苦手な事を認め合い、補い合える学校作りに子どもたちが主体的・対話的に取り組めるような支援をお願いします。そして、障がいを持つ子どもでない子どもと共に生きる共生社会を三田市で実現させる為に具体策とその行動計画を示していただく事を要望致します。